平成３０年（フ）第３８号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣水63番地レオネクストヴィラ剣Ⅱ203号
債務者　石川　健志
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第１３号
秋田県大仙市南外字梨木田130番地２　梨木田市営住宅Ｄ－４号
債務者　伊藤　舞子（旧姓沼倉）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第５１号
福島市森合町12番19号　萩荘201
債務者　菅野真喜子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第３０号
福島県いわき市三和町合戸字入藪20番地の１　アパートメント森のくまたんＥ
債務者　曲山　雅隆
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第４３号
福島県いわき市四倉町上仁井田字矢ノ田10番地の２　市営住宅９
債務者　石川　豊子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第８３号
茨城県つくばみらい市筒戸1955番地３　カーサ・フェリーチェＡ－103
債務者　矢代　千春（旧姓瀧）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１０５号
茨城県土浦市城北町６番21号　マルヒコハイツ101
債務者　金子　里子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第４０号
千葉県木更津市永井作310番地
債務者　中村　雅美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第４６号
千葉県木更津市請西３丁目16番４号
債務者　伊藤　将昭
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第５３号
千葉県木更津市請西４丁目１番44号　エス・ユー・イー204号
債務者　芳野　達也
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第５４号
千葉県木更津市請西793番地２
債務者　加藤　昌子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第６１号
長野県松本市征矢野２丁目12番31号
債務者　小林ゆかり（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第７２号
長野県松本市大字岡田松岡410番地１　Ｃ棟、前住所長野県松本市赤怒田64番地11
債務者　曽根原良**隆**
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第７７号
長野県大町市常盤5831番地１　メゾンビルチャー　Ｂ－３
債務者　保科　洋平（旧姓戸谷）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１９号
長野県岡谷市川岸中２丁目33番26号
債務者　三澤　貴史
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１５４号
岐阜市粟野西６丁目454番地　（グランシャリオ　102号室）
債務者　宮田　誠司
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１５８号
岐阜市福光東３丁目５番10号　（林アパート２階北）
債務者　岩田千栄子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岐阜地方裁判所